

マザーレイクゴールズ (MLGs) ロゴマーク利用規程

マザーレイクフォーラム運営委員会

(趣 旨)

第1条 本規程は、琵琶湖版 SDGs である「マザーレイクゴールズ」(以下「MLGs」という。)のロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマークのデザインと利用にあたっての留意事項)

第2条 ロゴマークは、別紙「マザーレイクゴールズ (MLGs) ロゴマーク・アイコン使用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づくものとする。ロゴマークの利用においては、琵琶湖に関わる多様な主体をつなぎ、様々な活動や事業の創発を促進することにより、持続可能な社会の実現に資するよう努めるものとする。

(ロゴマークの利用者および利用範囲)

第3条 MLGs への賛同宣言をした者(以下「賛同者」という。)は、MLGs の推進および情報発信のため、普及啓発、資金調達、商業利用等を目的としてロゴマークを利用することができる。

(事務局)

第4条 ロゴマークの管理に関する事務は、滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課(以下「事務局」という。)において処理する。

(利用の届出)

第5条 ロゴマークを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、予め、別記様式第1号「マザーレイクゴールズ (MLGs) ロゴマーク利用届出書」(以下「届出書」という。)によりマザーレイクフォーラム運営委員長(以下「運営委員長」という。)に届け出るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合
- (2) 賛同者(団体会員にあつては、その役職員を含む。)が自らの名刺に掲載する場合
- (3) その他、運営委員長が適当と認める場合

(利用確認書の交付および届出の有効期間)

第6条 前条に基づく届出があつた場合、運営委員長はその内容を確認し、適当と認める場合には、別記様式第2号「マザーレイクゴールズ (MLGs) ロゴマーク利用確認書」を届出者に交付する。

- 2 届出の有効期間は、届出書記載の利用開始日から2年間とし、期間満了後に引き続き利用する場合は、前条に基づき、再度届け出るものとする。
- 3 マザーレイクフォーラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）および事務局は、前条の規定による届出に要した費用を一切負担しない。

（ロゴマークの取得および利用）

- 第7条 利用者は、ロゴマークのデータを事務局からの送付により取得するものとする。
ただし、取得したロゴマークのデータは、運営委員長の許可なく他者へ提供してはならない。
- 2 前項により取得したデータは、第5条により提出した届出書に記載した利用方法に限って利用するものとする。
 - 3 ロゴマークの利用料は、無料とする。

（ロゴマークに係る権利）

- 第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、運営委員会に帰属する。利用者は、ロゴマークならびにロゴマークを含む商標および模様等について、商標登録および意匠登録をしてはならない。

（ロゴマークの利用報告等）

- 第9条 運営委員長は、利用者に対し、ロゴマークの利用状況について報告を求め、またはロゴマークを利用した物品や資料等の提出を求めることができる。

（利用者の制限）

- 第10条 運営委員長は、ロゴマークを利用しようとする者（届出者が法人の場合、法人の役員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用を認めないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
 - (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
 - (4) 法令および公序良俗に反すると認められる行為を行う者
 - (5) MLGsの活動全体、運営委員会または事務局の信用または品位を損なうと認められる行為を行う者

（利用にあたっての注意事項）

- 第11条 ロゴマークの利用にあたり、次の各号に掲げる事項は禁止する。
- (1) ロゴマークの使い方を定めたガイドラインに沿わない使い方。

- (2) 法令および公序良俗に反すると認められる方法で利用すること。
- (3) 宗教的行事、政治活動等のために利用すると認められる方法で利用すること。
- (4) MLGsの活動全体、運営委員会または事務局の信用または品位を損なうと認められる方法で利用すること。
- (5) 不当な利益を得るおそれがあると認められる方法で利用すること。
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる方法で利用すること。
- (7) 利用者が提供する物品やサービス等について、運営委員会または事務局により品質や安全性が保証されていると誤認させる方法で利用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第2条の規定に反するまたは品位が損なわれるおそれがあると運営委員長が認める方法で利用すること。

(利用の停止等)

第12条 運営委員長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の停止を求めることができる。

- (1) 受理した届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (2) 受理した届出書に記載した使用期間を過ぎて利用し続けた場合
 - (3) 前二条の各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (4) その他、利用の継続が不相当であると認められた場合
- 2 利用者が前項各号の規定に該当したときまたは該当している疑いがあるとき、運営委員長は利用者に対し是正の指示を行うことができる。
- 3 利用者が第1項に規定する求めまたは前項に規定する指示に応じない場合、運営委員長は利用者に対しロゴマークの利用停止を命じることができる。
- 4 前項の規定により利用停止を命じられた者は、利用停止の日からロゴマークを利用することはできない。
- 5 運営委員会および事務局は、前四項の規定による利用の停止や是正に伴って生じた損害について、一切の責任を負わない。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマークを利用した活動や商行為等において事故や苦情が発生した場合、または利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、利用者は、これに対し全責任を負って必要な措置を講ずるものとし、運営委員会および事務局は、利用者に生じる損害について一切の責任を負わない。

- 2 利用者が運営委員会または事務局に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク利用に関して必要な事項は、運営委員長が別に定める。

- 1 この規程は、令和3年(2021年)3月31日から適用する。